

# 町田市自主防犯活動支援要領

## (目的)

第1 この要領は、市内で自主的に、防犯パトロール等の防犯活動を実施する団体を登録し、必要な支援を行うことにより、市民自らの力による、安心して暮らせる地域社会の形成を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2 登録の対象となる団体は、市内の町内会・自治会、商店会、PTA及びこれらに準じる団体、その他市内で自主的に防犯活動を行う団体又は行おうとする団体であって、原則として、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 活動人員が5名以上で、かつ、その過半数が、市内に在住、在勤または在学していること。

(2) 今後、相当期間に渡って継続的に、防犯活動を行うことが見込めること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、登録を受けることができない。

(1) 公序良俗に反する団体

(2) 政治活動を目的とする団体

(3) 宗教活動を目的とする団体

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が、登録を不相当と認める団体

3 第1項の規定にかかわらず、活動の目的や内容等を確認し、適当と認められるときは、個人等であっても登録の対象とすることができる。

## (登録の届出及び変更)

第3 登録を受けようとする団体又は個人等は、市長に対し、町田市自主防犯団体登録届(第1号様式)を提出するものとする。

2 市は、前項の規定により登録を届け出た団体(以下「自主防犯団体」という。)を登録する。自主防犯団体は、登録内容に変更があったときは、市長に対し、町田市自主防犯団体登録変更届(第1号様式)を提出するものとする。

## (市の支援)

第4 市は、予算の範囲内において、自主防犯団体に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

(1) 防犯用品の貸与

(2) 自主防犯パトロール隊認定書の発行

(3) 青色回転灯の貸与

(4) その他、市長が必要と認める支援

(防犯用品の貸与)

第5 市が貸与する防犯用品、貸与数の上限等は、別表のとおりとする。

(貸与申込)

第6 自主防犯団体が、防犯用品の貸与を受けるときは、町田市防犯用品貸与申込書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、自主防犯団体は、防犯用品の貸与を受けた翌々年度まで、同種の防犯用品の貸与を受けることができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、同種の防犯用品であっても、第5で規定した範囲内で貸与を受けることができる。

(1) 貸与を受けた防犯用品数が、当該自主防犯団体の活動人員分に達していない場合、活動人員分に達するまで

(2) 貸与を受けた防犯用品が破損等により使用できなくなり、不足分を補充する必要がある場合、充足数分まで

3 貸与の申込は、同一の自主防犯団体につき、同一年度において1回限りとする。ただし、第5の貸与数の上限に達していない場合は、その限りではない。

(防犯用品の用途の制限)

第7 自主防犯団体は、貸与を受けた防犯用品を、防犯以外の目的に使用してはならない。

(自主防犯パトロール隊認定書)

第8 市は、活動の実績及び計画に照らし、継続的な防犯活動の実施が見込まれる自主防犯団体を、自主防犯パトロール隊として認定することができる。

2 自主防犯団体が認定書の交付を希望する場合には、当該自主防犯団体の活動年数、活動内容、活動頻度、構成員数、その他自主防犯団体が防犯活動を行う上で重要な事項を記載した町田市自主防犯パトロール隊認定申請書（第3号様式）により、市長に申請する。

3 市長は、自主防犯団体の申請内容を審査し、適当と認められる場合には、当該自主防犯団体に対し、町田市自主防犯パトロール隊認定書（第4号様式）（以下「認定書」という。）を交付する。

(青色回転灯の貸与)

第9 青色回転灯の貸与に関しては、「町田市防犯パトロール用青色回転灯貸出事務取扱要領」に基づいて貸与を行う。

(活動実績報告)

第10 市は、自主防犯団体に対し、必要に応じて活動実績等の報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第 11 市長は、自主防犯団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、貸与した防犯用品及び発行した認定書を返却させることができる。

- (1) 第 1 に定める目的にふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 第 2 に定める対象者としての条件を欠いたとき。
- (3) 登録や認定に関わる申請等が虚偽または不正な手段によりなされたことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(登録の廃止)

第 12 自主防犯団体は、自ら団体登録を廃止しようとする場合には、速やかに町田市自主防犯団体廃止届（第 5 号様式）を市長に提出し、貸与を受けた防犯用品及び認定書を返却しなければならない。

ただし、貸与を受けた防犯用品のうち、劣化等により使用できなくなったものについては、当該自主防犯団体の責任において適切に処分するものとする。

(補則)

第 13 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、2020 年 1 月 6 日から施行する。

別表（第 5 関係）

各年度につき、防犯用品の貸与数の上限は下表のとおりとする。

防犯用品	貸与数の上限	
	団体	個人等
防犯腕章	活動人員 1 名につき各 1 点まで、 かつ最大各 10 点まで	活動人員 1 名につき 各 1 点まで
防犯キャップ		
防犯ベスト		
合図灯		
防犯ボディパネル (車両によるパトロール を行う場合のみ)	1 車両につき 2 点まで、 かつ 2 車両分 4 点まで	1 車両分 2 点まで
防犯啓発看板	10 点まで	4 点まで